

第 6 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 26 日 午後 6 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階委員会室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について
(1 件)

日程第 4 議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(1 件)

日程第 5 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(賃貸借 4 件)

日程第 6 議案第 4 号 土地の現況証明願について
(2 件)

4 出席 委員	1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
	4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
	7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
	10番 松田一博	11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子
	13番 奥野宏栄	14番 中道雅彦	15番 北川正則

5 事務局 説明員	局長 青木祐次	主査 鈴木 渉
--------------	---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和6年第6回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第6回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第6回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
12番 青山委員、13番 奥野委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第 3、議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第 18 条第 1 項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかなる場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意による解約をした日の翌日から 30 日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の 2 ページをお開きください。

 本件は、今後農地を売買するための賃貸借の解約 1 件であります。

 1 番、貸主は古山自治区の■■■■氏、借主は西三川自治区の■■■■でございます。

 土地の所在は、古山 1167 の 1 筆の畑で、面積は 40,430 m²です。

 議案資料の 1 ページをお開きください。

 『解約通知書』については、4 月 25 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の 4 月 25 日に行われるものであります。

 なお、6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

 以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として通知書のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として通知書のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について説明いたします。

本件は1件で、令和6年度から特例事業、旧農地保有合理化事業として、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が本事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっ

ております。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古山1167-1の1筆の畑で、面積は39,140㎡です。

なお、先ほど、議案第1号で土地の賃貸借解約通知の関係でご説明しており、また、このあとの議案第4号の現況証明願の関係でもご説明いたしますが、一部ため池の管理敷地とするため、分筆を行っており、面積が変更となっております。

あっせん申出者は、古山自治区の■■■■氏です。

本件は6月12日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、西三川自治区の■■■■

■■■■を予定しております。

議案資料2ページをご覧ください。

農地は、町道古山新道第1開拓線の東側にある、あっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10aあたり■■■■円で、金額が■■■■円となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

2 番ですが、土地の所在は、岩内 1863 から 1869 の 6 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 108,468 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 3 月 10 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の 〇〇〇 氏です。

3 番ですが、土地の所在は、古山 1173、1176 の 2 筆の田で、合計面積は 5,470 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり 〇〇〇 円、年間 〇〇〇 円です。

貸主は、古山自治区の 〇〇〇 氏、借主は、同じ古山自治区の 〇〇〇 氏で、新規の案件です。

4 番ですが、土地の所在は、本三川 559-1 から 597-1 までの 6 筆の田で、合計面積は 134,762 m²です。

賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年間で、賃貸借料は、10a 当たり 〇〇〇 円、年間 〇〇〇 円です。

貸主は、本三川自治区の 〇〇〇 氏、借主は、同じ本三川自治区の 〇〇〇 氏で、新規の案件です。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『土地の現況証明願について』

土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第４号について、ご説明いたします。

本件につきましては2件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。

申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

議案の 8 ページをお開きください。

1 番ですが、現況証明の申請者は、栗山町松風の[]氏
です。

申請地は光栄 84、85 の 2 筆で、公簿地目が畑で、平成 11 年までは畑として使用しておりましたが、現況は雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 9 ページをお開きください。

申請地は、下古山地区にある白線で囲まれた箇所、昨年 10 月に実施した農地パトロールにおきまして、農地として適正に管理されていなかったことから、所有者に対して通知した案件となっております。

なお、今回の申請地につきましては今後も現況の状況から農地として利用することが困難なため、地目変更登記後に売買することになっております。

2 番ですが、現況証明の申請者は、由仁町本町の
[] です。

申請地は古山 1167-2 から 1198-2 までの 3 筆で、公簿地目が畑となっておりませんが、現況はため池敷地として使用されており

ます。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 10 ページを開きください。

申請地は、古山地区にある白線で囲まれた箇所となっております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 4 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18 時40分)

議事録署名委員

12 番 青山 佳代子 

13 番 奥野 宏栄 